

令和８年度 特定人材との連携促進に向けた調査・実証事業業務委託仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、「令和８年度 特定人材との連携促進に向けた調査・実証事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(2) 通則

本業務は仙台市契約規則に基づくほか、契約書及び本仕様書に基づき行うものとする。

(3) 一般事項

ア 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

イ 受注者は、本業務を行う場合、常に仙台市（以下「本市」という。）と綿密な連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。

ウ 受注者は、本業務を滞りなく遂行するため、3 業務内容 を踏まえて複数の担当者を配置するなど適切な人員体制を整えること。

エ 受注者は、以下の資質を持つ業務担当者を配置するよう努めること。

- ・ 国や地方公共団体において、地方創生に関するプロジェクトへの取組実績があること。

オ 本仕様書に記述がない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。

カ 本業務の遂行に伴い第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において処理するものとする。

キ 本業務以外に発注者や関連団体が行う産学官連携事業との連携を図るよう努める。

ク 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ケ 本業務の公共性に鑑み、受注者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

コ 本業務の実施にあたっては、特定人材（第２項で定義する）に対する旅費、交通費、宿泊費等の個人に対する直接的な支出は、本業務の経費として認めないものとする。また、当該支出に依存しない形で実施可能な手法とすること。

(4) 守秘義務

ア 本業務を通じて知り得た情報について、本業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、情報等を秘密とし、書面等による本市の承諾なしに第三者に開示しないこと。本契約終了後も同様とする。

イ 本業務の履行に必要な資料については、必要に応じて仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課より貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出するとともに、返還の指示があった場合、本業務遂行上不要となった場合又は契約が終了した場合は、速やかに原状に復し、返還すること。

ウ 受注者は、情報を記録した書類並びに磁気ファイルの複写、及び複製をしてはならない。

エ 受注者は、情報について事故が発生した場合、速やかに本市に報告しなければならない。

オ 前各号に掲げる事項に関するために違反した場合、本市は本契約解除等の措置及び損害賠償請

求をすることができる。

(5) 著作権

ア 契約業務に伴って、本市が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権については、発注者及び受注者の双方にて十分協議の上、決定するものとする。

イ 写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作権者人格権を主張しないものとする。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

(6) 打合せ及び記録等

ア 受注者は、3 業務内容 の各項目に記載する打ち合わせの開催に必要な資料や、関係者間における議論に必要な資料など、本市の求めに応じて各種資料の作成を行うこと。

イ 受注者は、本業務の作業状況について、臨時の報告又は協議が必要な事由が発生したときは、速やかに本市に報告を行うこと。

ウ 受注者は、本市と必要な打ち合わせを実施した際、本市の求めに応じて議事録を作成し、本市に提出して承認を受けること。

エ 受注者は、本業務に着手するにあたり、本市と共同で行なわなければならない作業並びに市に依頼する作業の項目及び頻度を提示すること。また、これらの内容に変更が必要な場合は、その都度その内容を本市に提示すること。

オ 本市が必要と認めた場合、進捗管理等に関する報告を行うための資料を作成し提出すること。

2 業務の背景・目的

本市は「学都」「支店経済都市」等の都市特性を有し、大学進学・就職・転勤等を契機とした人口の流動性が高いという特徴がある。令和7年度に実施した調査からは、本市での居住経験を有し本市との関与度が高い人材（以下「特定人材」という。）が国内外に多数存在していること、これらの中には本市への愛着を持ち、何らかの形で貢献したいという意欲を有する者の存在が確認されている。

こうした特定人材は、市域外にありながら本市と継続的なつながりを持ち、本市に対して関心や思いを持ち続けている存在である。このような関係性は、いわゆる社会関係資本として捉えることができ、本市にとっての重要な「資本」の一つであると位置付けられる。これらの人材は、本市の経済活動を支える担い手となり得るだけでなく、地域課題解決の担い手として関わる可能性を有している。

さらに、特定人材との関係性を適切に構築することは、市域外の人材を単なる「支え手」として捉えるだけでなく、経済活動や地域活動に主体的に関わり、巻き込んでいく新たな関係性のあり方を模索することが可能となり、その過程において、市の施策における人材活用の新たな視点や知見の獲得も期待される。

本事業においてはこうした仮説の妥当性や成立条件について、特定人材本人を対象とした調査及びプロジェクトの実証的な取組を通じて検証を行い、特定人材との持続的な連携・活用に向けた検討に資する知見を得ることを目的とする。

3 業務内容

(1) スケジュールの作成及び進捗管理

業務スケジュールを作成し、発注者と協議しながら業務の進捗管理を行い、確実に業務を遂行する

こと。

(2) 「特定人材」側の分析と関与ニーズに関する調査

「特定人材」について、本市との関係履歴や現在の居住・就業状況、保有する知見・スキル、ライフステージ等の属性を把握するとともに、本市への関与意向や関与条件、関心分野、参加にあたっての制約要因等を明らかにするための調査を実施する。

本調査においては、特定人材が本市とどのような関わり方を想定し得るのか、また、地域課題等を解決する実証プロジェクトへの参画可能性や参加形態について把握することを含め、実証プロジェクトにおける人材選定やマッチングの検討に資する知見を得るものとする。

ア 調査対象及び回収目標

- ・調査はアンケート調査を基本とし、100件以上の有効回答を回収すること。
- ・調査対象には仙台市に支店・事業所を有する事業者及び仙台市内に立地する大学の卒業者等を対象とした周知・回収手法を組み合わせること。

イ 調査方法

- ・アンケート調査を基本とし、必要に応じて追加的なヒアリング調査等を組み合わせること。
- ・調査の実施にあたっては、大学や在仙企業の支店・事業所等の関係団体を介して、当該団体に所属していた者等に対してアプローチする手法を含め、本市との関係履歴が把握可能な対象へのリーチを意識した設計とすること。
- ・調査設計（設問内容、選択肢、回答方式等）については、実証プロジェクトにおける人材選定・マッチングに資する分析が可能な内容とし、事前に本市と協議のうえ決定すること。
- ・設問項目には、少なくとも以下の観点を含めること。

（参考）調査項目

① 特定人材本人に関する事項

- ・基本属性（年齢、居住地、職業、職種、家族構成 等）
- ・仙台市との関係履歴（居住・通学・就業経験、転出理由、滞在年数 等）
- ・他都市との関係履歴（居住・通学・就業経験、転出理由、滞在年数 等）
- ・現在の就業及び活動状況（就業形態、業務内容、可処分時間 等）
- ・保有する知見・スキル（専門分野、実務経験、対応可能な業務内容 等）
- ・モチベーション、学習意欲、社外活動・地域プロジェクトへの参画経験
- ・仙台市に対する印象・愛着度・評価（他都市との比較を含む）
- ・現在の仙台市との関係性（来訪頻度、人的ネットワーク、情報収集手段、現状認識 等）

② 仙台市への関与意向に関する事項

（1）関与意向の有無

- ・本市への関与意向の有無

（2）関与意向がある場合

- ・関与可能な時間帯・頻度、時期
- ・オンライン／オフラインの希望
- ・有償／無償に関する考え方

- ・関心分野・得意分野
- ・想定する関わり方
(例：情報提供、副業・兼業、プロジェクト参画、メンタリング、寄付、UIJ ターン 等)

※具体例を提示し、選択式と自由記述を併用すること。

- ・関与の意思決定にあたり重視する要素
(例：社会貢献性、報酬、スキル活用、成長機会、人脈形成、関与の柔軟性 等)
- ・受け入れ先（団体・企業等）に求める条件及び期待
(例：役割の明確性、意思決定のスピード、裁量の有無、コミュニケーション環境 等)
- ・関与にあたっての懸念事項・障壁
(例：時間制約、所属組織の規定、地理的制約、心理的不安 等)
- ・継続的な関与や関係深化の意向
(例：単発参加、継続的関与、将来的な UIJ ターン 等)

(3) 関与意向がない場合

- ・関与意向を持たない理由
- ・どのような条件・機会があれば関与の可能性があるか（意向変容の契機）

※これらを踏まえ、施策による意識変容や参画促進の可能性（介入余地）について分析を行うこと。

ウ 分析

- ・調査結果については、単純集計に加え、属性、関与意向、関与条件、愛着度、活動経験等の観点によるクロス集計を行い、特定人材の類型化及び傾向分析を実施すること。
- ・特に、関与意向の有無に着目し、関与意欲の高い層の特徴、参加にあたっての条件、意思決定要因及び障壁について分析を行うこと。
- ・分析結果は、実証プロジェクトにおける人材選定及びマッチングの検討に活用できる形で取りまとめること。

(3) 実証プロジェクトの企画、特定人材とのマッチング及び運営業務

具体的な協働活動等を題材とした実証プロジェクトを組成し、「特定人材」の探索・募集、実証プロジェクトとその受入先（市内事業者等が想定される）とのマッチングを行い、マッチングの成立条件や、実施上の課題を把握することを目的とした実証実験を実施すること。実施に当たっては、成立条件や実施上の課題を把握する観点から、必要な範囲で進捗確認や調整等の伴走を行うこと。

ア 実証プロジェクトの企画

- ・特定人材の知見・スキル及びネットワークの活用により、付加価値の創出や課題解決、またその効果検証が可能なテーマ（産業振興、まちづくり、人材活用等）を対象とした実証プロジェクトを2件以上企画すること。なお、当該実証プロジェクトは、単発のイベントにとどまらず、一定期間にわたり継続的な関与が生じる内容とすること。
- ・各実証プロジェクトについて、以下を整理した企画概要を作成し、本市と協議のうえ実施すること。

- 対象とする地域課題または事業課題、その受入れ先として想定される事業者等
- 実証プロジェクトの目的・検証観点（課題設定と特定人材の関与による効果、参加条件及び受入側の負担等を含めること）
- 想定する特定人材像（役割・関与形態・制約条件）
- 実施期間および進行方法（オンライン／オフライン等）
 - ・各実証プロジェクトは特定人材複数人での関与によるものとし、実証プロジェクト全体で特定人材 10 名程度での関与を想定する。関与期間については実証目的に照らして適切に設定すること。
 - ・実証プロジェクトの実施場所は、原則として市内とする。

イ 特定人材の募集・探索及び市内事業者・団体とのマッチング

- ・実証対象となる特定人材を探索して接点を持つとともに、実証プロジェクトの受入側となる市内事業者・団体等と、特定人材とのマッチングを行うこと。接点の定義については「単なる情報接触にとどまらず、何らかの双方向的な関与が確認できる状態」とし、接点を有する特定人材の人数として 70 人以上を確保すること。
- ・特定人材の確保に当たっては、新たなデータベースや登録管理システムの構築を前提とするのではなく、既存のコミュニティ、人的ネットワーク、民間プラットフォーム等を活用すること。なお、複数のプラットフォームを活用して対象人材の接点を形成・拡張することが望ましい。
- ・特定人材の確保及びマッチングの実施にあたっては、手法を限定せず柔軟に行うこととするが、以下の観点に留意するとともに、そのプロセスを記録・整理すること。
- 人材の発掘・選定方法
- 人材の探索段階において有効であった情報発信・アプローチ方法
- 条件調整（役割、期間、報酬等）における課題
- 募集・マッチングの各段階における課題及び改善の方向性
- 実証プロジェクトの対象となる市内事業者・団体の募集・選定方法及び受入体制・関与意欲の状況
- ・また、実証プロジェクトの実施にあたっては、本業務終了後を見据え、特定人材との関係性が継続しうるような関与のあり方や運用上の工夫について留意すること。
- ・対象とする特定人材は、原則として東京圏在住・在勤の個人とする。
- ・調査やヒアリング等により把握した特定人材の属性、関与意向、関係履歴等の情報については、得られた範囲から適宜実証プロジェクトに反映し、マッチングや関与設計の改善に活用すること。

ウ 実証プロジェクトの実施および伴走

- 実証プロジェクトの実施にあたり、必要に応じて進捗確認や調整を行うこと。また実施過程において、以下の観点から検証を行い、記録・整理すること。
- ・特定人材の関与実態（負荷・満足度・継続意向）
 - ・受け手となる市内事業者側の評価および受入体制上の課題
 - ・実施上の制度的・実務的制約

エ 実証結果の整理

各実証プロジェクト終了後、以下の観点から実証結果を整理すること。

- 有効であった人材像・関与条件
- マッチング成立の要件
- 実証を通じて明らかになった課題および改善余地
- 実証プロジェクトにおける成果及び進捗状況

(5) 実証結果の整理及び報告

ア 実証結果の取りまとめ

実証プロジェクト及び調査結果を踏まえ、特定人材の関与条件、活用のあり方、継続的な関係構築の成立要件等について整理し、実証を通じて得られた成果及び課題を取りまとめること。

イ 実績報告書の作成

事業完了時に本事業の実績報告書を作成すること。また、実績報告書には本事業の次年度以降の展開を見据えたイメージ図を含むこと。

ウ 報告会の実施

事業実施期間中に、本市職員を対象に本業務の報告会を実施すること。なお、内容、日程及び開催方法などは本市と調整の上で決定すること。

4 成果及び納品

本業務の納品物は原則、以下の通りとする。

No.	成果物	形式・部数	提出サイクル	納期
1	会議資料	電子データ 1部	打合せの都度	開催前日まで
2	議事録	電子データ 1部	打合せの都度	開催後 7日以内
3	実績報告書	電子データ 1部	1回	令和9年3月末

- ・ 成果物については、日本語で作成し、専門用語には説明を付すこと。
- ・ データ形式は本市で指定する。
- ・ 詳細については、本市と調整のうえ決定することとする。

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 提出書類及び提出時期

- ・ 着手届 契約締結後 14日以内 1部
- ・ 業務担当者変更届 事由発生後 5日以内 1部
- ・ 業務完了届 業務完了時 1部
- ・ 上記に示す書類の他、本市が必要とする書類についてはその都度提出すること。提出は本市が認め

た場合を除き紙文書、電子データの双方とする。

7 納入場所

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課